

大切な命と救急医療を守るために

私たちの大切な命を守る医療。特に、救急医療は安心して毎日を過ごすために欠かせないものです。今回の特集では、本市の救急医療の現状や、救急医療を維持していくために市民の皆さんにお願いしたいことなどをお知らせします。

佐世保でも進む、医師不足と高齢化

近年、全国的に医師や看護師の不足が深刻な問題となっています。本市においても例外ではなく、地域の医療を支える医師の不足や高齢化が叫ばれており、佐世保市保健所管内の医療施設従事医師数は平成18年度からの10年間で684人から662人に減少しました。また、医師全体に占める60代以上の割合は約24%から約38%へと増加しています(平成28年長崎県医療統計)。

救急医療の維持が困難に

本市の救急医療は、症状や緊急度に応じて各病院や医師が役割分担することで24時間体制を取っています(下図参照)。

しかし、医師不足や高齢化が進む一方で夜間や休日の患者の受け入れ数は増加しており、救急医療の現場では、医師や看護師たちの過酷な勤務が続いています。平日や日中は仕事があるといった安易な理由で時間外受診をする「コンビニ受診」の増加や、軽症にもかかわらず救急車を利用する人が増えていることも大きな要因の一つ。緊急性のない患者が受診をすることで、1分1秒を争う重症の患者への対応が遅れる可能性があるだけでなく、医療関係者の負担も大きくなり、救急医療体制の維持が難しくなっています。

地域医療を守るために

本市では、地域医療を担う医師を確保するため、佐世保市医師会などと協力し、医師のU・J・ターン支援や、救急医療を担う医師の負担軽減のため、医学部のある大学から医師を派遣してもらうなどの取り組みに力を入れています。しかし、救急医療をはじめ、地域医療を維持していくためには、行政や医師会などの関係機関の取り組みだけでなく、市民の皆さんの理解と協力が不可欠。私たち一人一人が救急医療の現状をしっかり認識し、「限りある救急医療を自分たちで守る」という当事者意識を持つことが大切です。以降のページでは、急病診療所や市消防局が抱える課題、適切な救急医療の利用方法についてお知らせします。

救急医療はみんなで守っていくもの



佐世保市医師会 理事
増元内科 増元秀雄 医師

本市の初期救急医療機関である「市立急病診療所」では、この10年間で患者数が2倍に増加しています。急病診療所が抱える問題などについて伺いました。

急病診療所では、平日夜間と休日に、急病の患者さんの診療をしています。医師会の開業医を中心に、当番制で診療を行っていますが、開業医の数は減少しており、高齢化も深刻です。昼間に自分たちの病院で診療しながら、夜間、休日に急病診療所で診療を行いますので、繁忙期や年末年始などは精神的にも体力的にも厳しい状況です。特に開業医の数が少ない小児科医はこの状況がひっ迫しており、ギリギリの状態で現在の救急医療体制を維持しています。このままでは、診療時間の短縮や診療内容の見直しなどが必要になるのではないかと心配しています。

急病診療所は、その名前のとおり、夜間や休日に急に具合が悪くなった患者さんを一時的に診る場所です。原則、1日分のお薬しか出せず、詳しい検査もできません。内科で診る患者さんは風邪や胃腸炎など、その時期に流行しているものがほとんどですが、中には「数日前から症状が出ていて我慢ができなくなった」「いつも飲んでいる薬が切れた」など、急病でないケースも少なくありません。私たちは一人一人診療していきますので、急病でない患者さんが増えると急病診療所がたちまち回らなくなってしまいます。急病診療所には本当に具合が悪い方、心筋梗塞や脳卒中の初期の方、死につながる方も来られます。

そういう人たちを見逃さないためにも、市民の皆さんには、自分が行くことで誰か本当に具合が悪い方への対応が遅れたりしないだろうか、そういう助け合いの気持ちを持っていただきたいと思います。

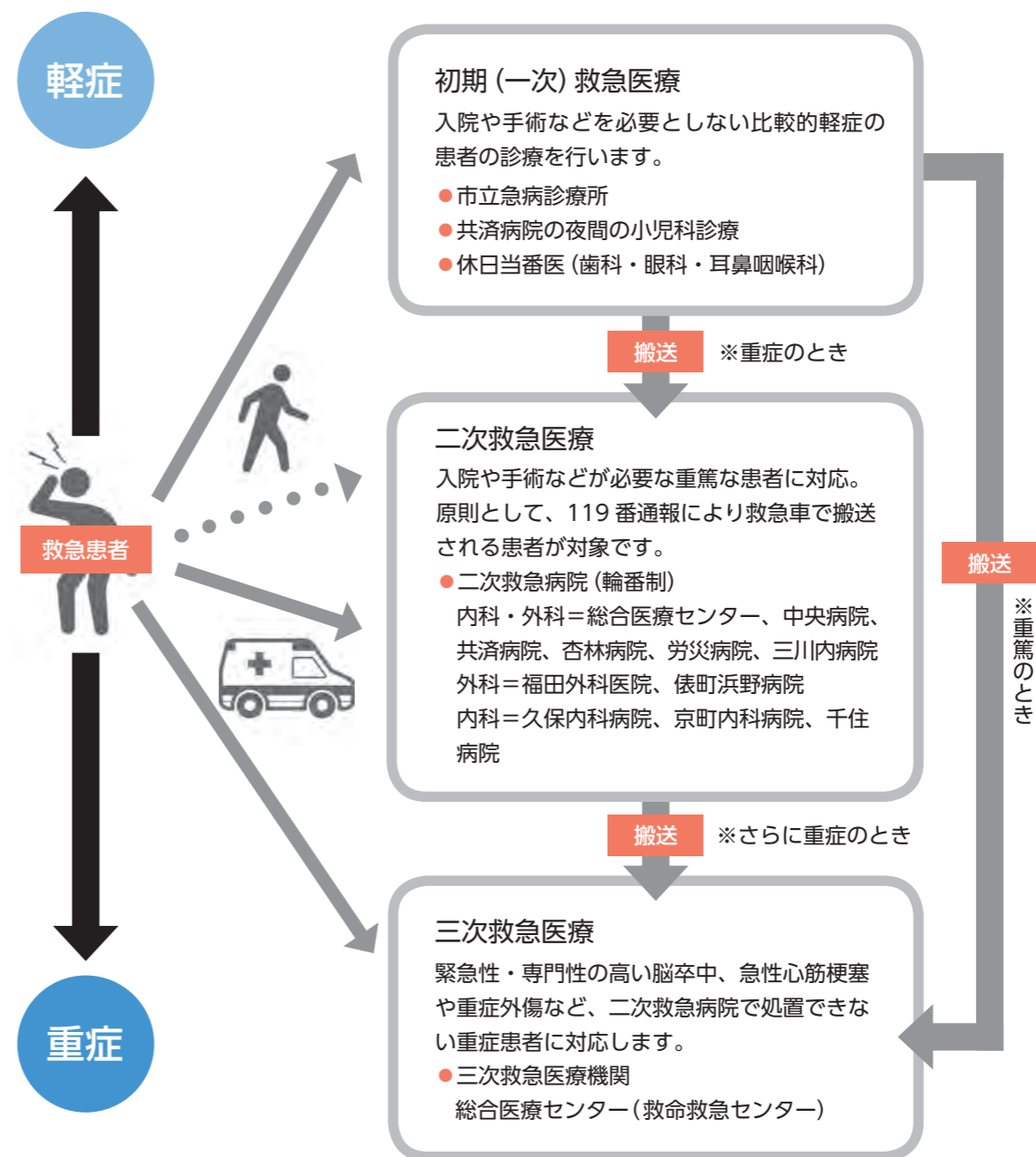
夜間や休日に具合が悪くなったとき、不安になる方もいらっしゃると思います。受診するかどうかの判断は難しいですが、悩んだときは、かかりつけ医や急病診療所、当番病院に相談したり、小児の場合だと県の小児救急電話相談センター「☎# 8000」に電話したりする方法もあります。普段から血圧や脈拍数、体温を測るなど、自宅で手軽にできる自己チェックを覚えていただくだけでも、判断がしやすくなります。また、お薬手帳などの情報があれば効率的な診療につながります。特に高齢者はたくさんの薬を飲んでいることが多いので、受診の際は忘れないように持参してください。

そして、大切なのは「日頃からかかりつけ医を持つこと」「病院が開いている時間にきちんと受診をすること」。小さな子どもさんは夜に熱を出すことも多いですが、事前にかかりつけ医にどうすれば良いかを聞いておくことで、夜に不安にならなくて済みますよ。

救急医療は人の手で行われており、無限にあるものではありません。みんなで守り、大切に制度を利用していきましょう。

(取材日 7月31日)

佐世保市の救急医療体制の流れ





消防局警防課 救命救助係
小川 智規 係長

高齢化や高齢者の単身世帯の増加に伴い、救急出動は年々増加。救急出動の現状や市消防局が抱える課題について伺いました。

現場に居合わせた人が心臓マッサージやAEDを

増え続ける救急出動

「平成29年の佐世保市消防局管内の救急出動件数は1万6430件で、過去最高を記録しました。ことし6月末までの半年間で約3000件増加(前年比)しており、このペースでいくと1万7千件を超える可能性もあります」と危機感を訴えるのは、市消防局警防課の小川智規係長。市内の救急車の出動件数は、年々増加(図1)。平成29年は1日に平均45件、約32分に1件の割合で出動したことになり、救急車の要請から現場までの平均到着時間は10年前と比べて約40秒増えています。また、実際に病院へ搬送された件数のうち65歳以上の高齢者が約66%

を占めており、今後も高齢化が進むことから、救急車の搬送件数も増えていくことが予想されます。

重症者への対応が遅れる恐れ

1分1秒を争う救急医療の現場ですが、搬送者のうち、重症者よりも中等症・軽症の搬送者が多いというのが現状です。昨年搬送された患者の重症度を見ると、軽症者が占める割合は35.5%(図2)となっています。中には救急車をタクシー代わりに利用する人や緊急性が低いのに救急車を呼ぶ人、「救急車なら待たずに診てもらえる」など、誤った認識を持った人もおり、本当に救急医療が必要な人の搬送に支障を来して

いる状況です。

「消防署、出張所には救急車が配備されていますが、市街地では全て出動しているという事態も発生しています。特に夜間は診療できる医療機関や科目も限られ、搬送先の病院がなかなか決まらないこともありま

命を救うため、私たちにできること

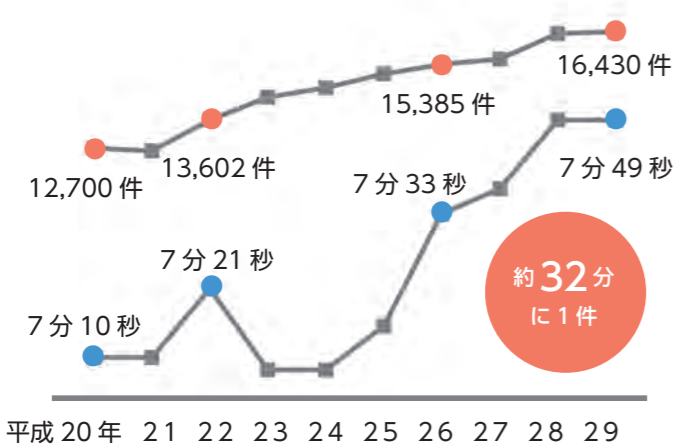
「救える命を逃さない」との思いで、救急

隊員はできる限り迅速に現場に駆けつける努力をしています。到着するまでの間に現場に居合わせた人が心臓マッサージなどを行ったり、AEDを使用したりすることで、生存率や社会復帰率が高くなることなどが分かっています。「通報やAEDを探すなど、どれか一つでも自分のできることをしてもらえれば」と小川係長は話します。

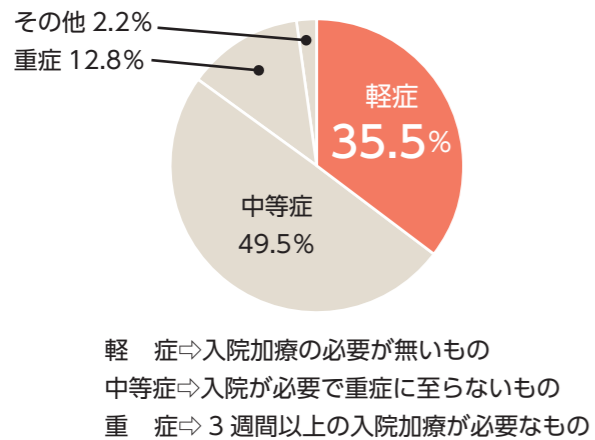
「消防局では、毎月救命講習を開催し、応急手当やAEDの使用方法などを指導しています。事業所など団体向けにも行っていますので、ぜひ活用してください」

(取材日 7月30日)

(図1) 救急車の出動件数と現場までの平均到着時間



(図2) 救急車で搬送される患者の傷病程度別の割合(平成29年)



救命講習を受講しましょう



- 9～11月の救命講習(定期開催分)
- 9月30日@9～12時、東消防署
 - 10月28日@9～12時、中央消防署
 - 11月25日@9～18時(上級)、東消防署
- ※申し込み方法や日程など詳しくは随時本紙に掲載します。
問い合わせ、申し込みなど
中央消防署 ☎24-7621、東消防署 ☎38-2519、西消防署 ☎47-2076

119番の上手なかけ方

火災や急な病気、事故のときには、誰でも気が動転してしまいます。通報の際は落ち着いて次のポイントをはっきり伝えてください。

- 「火災」か「救急」のどちらか
- 場所、住所または近くの目標となるもの
- 症状、誰がどうしたか
(例) 55歳の主人が胸が痛いと言って倒れた など
- 意識、呼吸はあるか

消防局では上記の内容を基に直近の救急隊を出動させています。その後も電話で心肺蘇生や応急処置の方法などを案内しますので、落ち着いて対応してください。

救急車を呼ぶのはこんなとき

- 呼んでも返事がない、意識がない
- 急に激しい頭痛・胸痛・腹痛がある
- 呼吸が苦しい、顔が真っ青、息をしていない
- けいれんが続いている
- 車にはねられた
- 急にろれつが回らなくなったり、手足の動きが悪くなったりした
- 高いところから転落し、大きなけがをした
- 大量に出血した など



(上) 通報を受ける消防局指令課職員。消防局にはGPSを使った最新のナビゲーションシステムが導入されており、通報現場から一番近い救急車に指令が伝わる仕組みになっている(左上・下)平成29年に導入された高規格救急車。心電図モニターや自動体外式除細動器(AED)、人工呼吸器など応急処置を行うための高度な救急資機材を搭載した車両

救急医療機関を知りたい

- 佐世保市消防局の救急医療案内

ニイサン ハイキユウキユウ

☎ 23-8199

患者の状態に応じた応急手当や医療機関などを案内します。24時間いつでも利用できます。

※夜間の当番医療機関は、内科・外科・小児科だけです。その他の科目(歯科・眼科・耳鼻科など)は、当番医療機関がありませんので、体調が優れないときは、早めにかかりつけ医療機関を受診しましょう。

子どもが急な病気になったら

- 長崎県小児救急電話相談センターをご利用ください

プッシュ回線(携帯電話、固定電話)

☎ #8000

ダイヤル回線

☎ 095-822-3308

経験豊富な看護師が、子どもの急な病気への対処法や応急処置などについてアドバイスします。月～土曜は18時～翌朝8時、日曜・祝日は24時間利用できます。
※病気の診断や治療はできません。

休日・夜間の診療所を受診する

- 市立急病診療所(高砂町5-1、中央保健福祉センター1階) ☎ 25-3352

診療科目	診療日	受付時間	診療時間
内科・小児科	月～土曜	19時30分～22時45分	20時～23時
内科・小児科・外科	日曜、祝日、年末年始	9時30分～17時45分	10時～18時

※電話(☎ 050-5533-6509)やインターネット予約で、待ち人数が分かる「診療予約システム」をご利用ください。システムの受け付けは診療開始時間から診療終了時間の1時間前までです。



診療予約システム

- 共済病院の夜間の小児科診療(島地町10-17)

昨年4月から共済病院での夜間診療が始まりました。受診の際は電話(☎ 22-5136)で必ずお問い合わせください。

診療科目	診療日	受付時間	診療時間
小児科	毎月第1・3日曜	19時30分～22時45分	20時～23時

※休日・時間外加算が発生するため、平日昼間の診療と比べ高額となります。

- 休日当番医(歯科・眼科・耳鼻咽喉科)

日曜、祝日などに受診できる医療機関です。当番医の情報は、市ホームページをご覧ください。市ホームページでは当月分を1日午前8時に更新しています。

診療科目	診療日	診療時間
眼科	日曜	10～12時
耳鼻咽喉科	日曜、祝日、年末年始	10～14時
歯科	日曜、祝日、年末年始	10～12時

問い合わせ

医療政策課(救急医療について)、急病診療所(急病診療所について) ☎ 24-1111
消防局警防課(救急車の利用、救命講習について) ☎ 23-2598

大切な「救急医療」を守るために

限られた医療資源を守るために私たちができること、それは救急医療機関の役割を正しく理解し、適切な利用をすることです。一人一人の行動が、地域医療を支える医師の負担を軽くします。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

コンビニ受診は控えましょう

コンビニ受診とは？

緊急性のない軽症患者や昼間に受診できる人が自己都合で休日や夜間の時間帯に病院の救急外来を受診することを指します。

なぜ、いけないの？

コンビニ受診が増えると、本当に救急医療を必要とする患者の受け入れや入院患者の急変に対応できなくなります。また、勤務する医師の中には、休憩時間を取ることができず、翌日の診療に支障が出たり、過酷な勤務に疲れ、医療の現場から離れていく医師が増えたりと、地域医療の崩壊につながる原因にもなります。

コンビニ受診をしないためには

体調が悪くなったら、病院の診療時間内にかかりつけ医を受診しましょう。また、健康診断を積極的に受け、病気の予防や早期発見に努めることなども大切です。休日や夜間の時間帯に急に体調が悪くなり、どう対処していいかわからない場合は、救急案内「☎ 23-8199」にお尋ねください。

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは？

日常的な診療だけでなく、健康に関することなどを広く相談できる、身近な医院や診療所のことです。

短い待ち時間でじっくりと診療

かかりつけ医では、大きな病院と比べて待ち時間が短く、受診の手続きも簡単です。また、待ち時間が短い分、じっくりと診察を受けることができ、大きな病院では予約が必要な検査もすぐに行える場合もあります。患者本人だけでなく、家族全員の健康の相談相手として、かかりつけ医を持つことは、安心できる生活を送る第一歩になります。

かかりつけ医と病院の連携

かかりつけ医は、入院や詳しい検査が必要と判断した患者に適切な治療を受けてもらうため、「紹介状」を作成し、連携している医療機関を紹介します。「紹介状」があると、紹介先の病院での診察や検査を待たずに受けることができます。また、今までの検査や診療の情報が事前に提供されるため、効率的な治療を受けることができ、医療費の抑制にもつながります。

昼間の「通常の診療時間内」に受診しましょう

休日や夜間の救急医療機関は一般の外来診療と異なり応急処置が中心となります。限られた人数の診療体制になっており、検査や薬の処方も必要最低限となるため、救急医療機関を受診しても、通常の診療時間内に再度、一般の医療機関を受診していただくことが多く

あります。本来の救急診療の妨げになりますので、通常の診療時間内に、かかりつけ医など適切な医療機関の受診をお願いします。

※休日や夜間の診療は割増料金となり、医療費が高くなる場合もあります。